

尼崎市監査公表第 9 号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第 1 2 項の規定により公表します。

平成 2 2 年 9 月 2 1 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	小	柳	久	嗣
同	都	築	徳	昭

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎市都市整備公社
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 8 月 1 2 日
4 監 査 結 果 の 内 容 会計処理の誤りについて (1) 基本財産を固定資産として経理すべきところ、流動資産として経理していた。また、収支計算書の次期繰越収支差額が、貸借対照表における資金の範囲の流動資産と流動負債の差額と一致していなかった。 基本財産に係る経理を適正に行うとともに、会計処理に当たっては、計算書類の重要性に十分留意し、公益法人会計基準及び公社の会計処理規程に従って適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 (1) 基本財産については、平成 2 2 年 1 月 2 2 日に勘定科目表の改正を行い、同日付で流動資産から固定資産への振替処理を行った。 また、平成 2 1 年度決算において前期繰越収支差額の修正を行い、次期繰越収支差額と、資金の範囲の流動資産と流動負債の差額を一致させ、平成 2 2 年 7 月 2 6 日に開催した理事会において了承を得た。	

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎市環境整備事業公社
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 8 月 2 6 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>基本財産の管理等に係る会計処理について</u> (1) 基本財産の管理運用については、寄附行為で管理方法を限定しているにもかかわらず、規定にない市の外郭団体に対して貸付けを行っていた。また、基本財産とその運用収入に係る会計処理に誤りがあった。 基本財産の管理運用は、寄附行為に従って適正に行うこと。また、基本財産等に係る会計処理に当たっては、公益法人会計基準及び公社の会計処理規程に従って適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 基本財産の管理運用については、市の外郭団体に対する貸付けが出来るようにするため、寄附行為の変更について、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日開催の理事会で承認を得、平成 2 2 年 1 月 7 日付けで認可申請を行い、1 月 1 3 日付けで認可された。 平成 2 1 年度決算から貸借対照表及び財産目録における基本財産の表記は、貸付金とし、基本財産運用収入についても、基本財産に係る運用収入のみを計上しており、適正に処理している。 変更後の寄附行為については、次のとおりである。 (資産の管理) 第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券若しくは尼崎市が債務保証する団体への貸付証書に替えて、保管しなければならない。	

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	尼崎中高年事業株式会社
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 7 月 1 3 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>会計処理等について</u> (1) 退職給付引当金が、企業会計基準等に基づいた計上となっておらず、引当不足となっていた。 退職給付引当金に係る会計処理に当たっては、企業会計基準及び会社計算規則等に従って適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 退職給付引当金については、簡便法による期末要支給額 6 6 , 7 8 9 , 6 4 0 円に対する不足額 3 2 , 9 7 1 , 3 7 0 円を引当てし、第 2 7 期定時株主総会で承認を受けた。	

措 置 通 知 表【指定管理者監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	社団法人尼崎市シルバー人材センター
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>消防訓練を実施していなかったことについて</u> (1) 尼崎市立老人福祉工場は、消防法令で定める防火対象施設であり、年度協定の管理業務実施要項において消防訓練を実施することが定められているにもかかわらず、これがなされていなかった。 シルバー人材センターは、管理業務実施要項に基づき消防訓練を実施すること。また、所管局は、シルバー人材センターの訓練実施状況を確実に把握し、適時指導すること。	
5 措 置 の 内 容 平成 21 年度の消防訓練につきましては、第 1 工場が平成 22 年 1 月 20 日、第 2 工場が同 1 月 28 日、第 3 工場が同 1 月 22 日に実施しております。 今後は、職員の指導を強化するとともに、管理体制の改善に努め指定管理業務を適正・厳格に実施すべく努力して参ります。	

措 置 通 知 表【指定管理者監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	健康福祉局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>消防訓練を実施していなかったことについて</u> (1) 尼崎市立老人福祉工場は、消防法令で定める防火対象施設であり、年度協定の管理業務実施要項において消防訓練を実施することが定められているにもかかわらず、これがなされていなかった。 シルバー人材センターは、管理業務実施要項に基づき消防訓練を実施すること。また、所管局は、シルバー人材センターの訓練実施状況を確実に把握し、適時指導すること。	
5 措 置 の 内 容 平成 21 年度の消防訓練につきましては、第 1 工場が平成 22 年 1 月 20 日、第 2 工場が同 1 月 28 日、第 3 工場が同 1 月 22 日に実施されたことを確認しております。 今後は、消防訓練の確実な実施について、シルバー人材センターと協議・検討してまいりたいと考えております。具体的には、防火管理の重要性に鑑み、消防訓練の実施日を固定し、(例えば 2 月の第 2 何曜日など) 実施日を掲示し、そこで働く高齢者も含め、全ての方が消防訓練の実施を認識できるように努めてまいります。	